

広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号。以下「条例」とい
う。）第六条第一項の規定による環境影響評価方法書の送付を受けたので、条例第七条第一
項の規定によって、次のとおり公告する。

令和五年十一月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の
所在地）

事業者の氏名	呉市長 新原 芳明
事業者の住所	広島県呉市中央四丁目一番六号

二 対象事業の名称、種類及び規模並びに対象事業実施区域

対象事業の名称	呉市次期ごみ処理施設整備事業
対象事業の種類	ごみ処理施設の設置事業
対象事業の規模	二五四トン（一日当たりの処理能力）
対象事業実施区域	広島県呉市広多賀谷三丁目八番六号

三 条例第六条第一項に規定する地域の範囲及びその範囲が属する市町

広多賀谷一丁目～四丁目、広本町一丁目的一部、広末広一丁目的一部、広末広二丁目
の一部、広黄幡町の一部、広長浜一丁目的一部、広古新開一丁目的一部、広古新開二丁目
の一部、広文化町の一部、広横路一丁目的一部、阿賀中央四丁目的一部、阿賀中央五丁目
の一部、阿賀中央六丁目的一部、阿賀中央七丁目的一部、阿賀南一丁目、阿賀南二丁目、阿
賀南三丁目的一部、阿賀南四丁目的一部、阿賀南五丁目的一部、阿賀南六丁目的一部、阿
賀南七丁目的一部

四 環境影響評価方法書の写しの縦覧の場所、期間及び時間

1 場所

- (一) 広島県環境県民局環境保全課
- (二) 広島県西部厚生環境事務所呉支所衛生環境課
- (三) 呉市環境部環境政策課
- (四) クリーンセンターくれ 管理棟
- (五) 呉市広まちづくりセンター
- (六) 呉市阿賀まちづくりセンター

2 期間

令和五年十一月二十七日から令和五年十二月二十七日まで（土曜日、日曜日及び国民
の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

五 意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業者に対して意見書を提出することができる。

1 意見書の提出期限

令和六年一月十一日まで

2 意見書の提出先

〒七三七―八五〇一 呉市中央四丁目一番六号

呉市環境部環境政策課 宛

3 意見書の記載事項

- (一) 意見を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (二) 意見書の提出の対象である方法書に記載された対象事業の名称
- (三) 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由